

奈良工業高等専門学校運営体制に関する規程

平成31年3月7日制定

令和6年3月14日改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校教員組織規程（平成20年1月27日制定）

第10条の規定に基づき、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の運営体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部門及び部門の長)

第2条 本校に次の各号に掲げる部門及び部門の長を置く。

- 一 教務部門 教務主事
- 二 学生部門 学生主事
- 三 寮務・グローバル教育部門 寮務主事
- 四 専攻科・研究推進部門 専攻科長
- 五 総務部門 校長補佐（総務担当）

2 部門の長は、それぞれ担当する部門を統括する。

(教務部門)

第3条 教務部門に、次の各号に掲げる委員会、専門部会、協議会、センター及び室（以下「委員会等」という。）を置く。

- 一 教務委員会
- 二 入試専門部会
- 三 教育支援センター
- 四 情報システム統括室

(学生部門)

第4条 学生部門に、次の各号に掲げる委員会等を置く。

- 一 学生委員会
- 二 進路対策協議会
- 三 学生支援センター

(寮務・グローバル教育部門)

第5条 寮務・グローバル教育部門に、次の各号に掲げる委員会等を置く。

- 一 寮務委員会
- 二 学寮委員会
- 三 グローバル教育センター

(専攻科・研究推進部門)

第6条 専攻科・研究推進部門に、次の各号に掲げる委員会等を置く。

- 一 専攻科委員会
- 二 産学協働・地域創生研究センター
- 三 共通機器管理センター

(総務部門)

第7条 総務部門に、次の各号に掲げる委員会等を置く。

- 一 総務委員会
- 二 広報センター

(部門の運営)

第8条 各部門を構成する委員会等は、相互に連携し運営にあたるものとする。

2 部門の長は、必要に応じ委員会等の下に部会、小委員会等を置くことができる。

(その他委員会等)

第9条 前条までに掲げる委員会等のほか、本校の運営のために必要な委員会等を置くことができる。

(校務担当)

第10条 本校の運営のため、一般教科及び各専門学科に所属する専任教員は、原則として、いずれか一つの部門に参画し、当該部門に置かれる委員会等の校務を担当するものとする。

2 次の各号に掲げる校務のいずれかを担当する者は、原則として、当該担当する校務のほか各号に掲げる校務に担当することを要しない。

- 一 一般教科主任又は専門学科主任
- 二 学級担任（5年生の学級担任を除く。）
- 三 部門に置かれる委員会等の構成員

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校運営体制の整備に関する要項（平成30年3月27日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。